

3 身体障害者手帳

身体に一定の永続する障害のある場合に身体障害者手帳の交付を受けることができます。それにより、医療費の助成や補装具の交付などの各種援助、税金の控除等の制度を利用できます。

1 身体障害者手帳の交付手続きなど

1. 身体障害者手帳の申請	身体に一定の永続する障害がある場合に対象となります。 指定されている医師の診断書（所定の様式）が必要です。 15歳未満の児童は、保護者が申請してください。 <table border="1"> <tr> <td>持参するもの</td><td> ① 指定されている医師の診断書（所定の様式） ② 写真 1枚 （縦4cm×横3cm、上半身無帽、カラー・白黒可） ③ 個人番号（マイナンバー）のわかるもの </td></tr> </table>	持参するもの	① 指定されている医師の診断書（所定の様式） ② 写真 1枚 （縦4cm×横3cm、上半身無帽、カラー・白黒可） ③ 個人番号（マイナンバー）のわかるもの
持参するもの	① 指定されている医師の診断書（所定の様式） ② 写真 1枚 （縦4cm×横3cm、上半身無帽、カラー・白黒可） ③ 個人番号（マイナンバー）のわかるもの		
2. 障害の程度が変わったとき又は再認定のとき手帳の再交付	手帳の交付を受けた後、障害の程度が変わった（軽くなった、または重くなった）場合、あるいは新たな障害が生じたときは、再交付の申請をしてください。 <table border="1"> <tr> <td>持参するもの</td><td> ① 身体障害者手帳 ② 指定されている医師の診断書（所定の様式） ③ 写真 1枚 （縦4cm×横3cm、上半身無帽、カラー・白黒可） ④ 個人番号（マイナンバー）のわかるもの </td></tr> </table>	持参するもの	① 身体障害者手帳 ② 指定されている医師の診断書（所定の様式） ③ 写真 1枚 （縦4cm×横3cm、上半身無帽、カラー・白黒可） ④ 個人番号（マイナンバー）のわかるもの
持参するもの	① 身体障害者手帳 ② 指定されている医師の診断書（所定の様式） ③ 写真 1枚 （縦4cm×横3cm、上半身無帽、カラー・白黒可） ④ 個人番号（マイナンバー）のわかるもの		
3. 手帳を紛失又は破損したとき手帳の再交付	手帳の再交付を受けることができますので申請をしてください。 <table border="1"> <tr> <td>持参するもの</td><td> ① 写真 1枚 （縦4cm×横3cm、上半身無帽、カラー・白黒可） ② 破損の場合は、身体障害者手帳を持参 ③ 個人番号（マイナンバー）のわかるもの </td></tr> </table>	持参するもの	① 写真 1枚 （縦4cm×横3cm、上半身無帽、カラー・白黒可） ② 破損の場合は、身体障害者手帳を持参 ③ 個人番号（マイナンバー）のわかるもの
持参するもの	① 写真 1枚 （縦4cm×横3cm、上半身無帽、カラー・白黒可） ② 破損の場合は、身体障害者手帳を持参 ③ 個人番号（マイナンバー）のわかるもの		
4. 住所・氏名が変わったとき	変更の手続きを行ってください。 <table border="1"> <tr> <td>持参するもの</td><td> ① 身体障害者手帳 ② 個人番号（マイナンバー）のわかるもの </td></tr> </table>	持参するもの	① 身体障害者手帳 ② 個人番号（マイナンバー）のわかるもの
持参するもの	① 身体障害者手帳 ② 個人番号（マイナンバー）のわかるもの		
5. 手帳の返還	障害がなくなったとき、死亡されたときは、必ず手帳を返還してください。 また、手帳が再交付されたときには、旧手帳を返還してください。 なお、手帳を紛失されている場合はお申し出ください。 <table border="1"> <tr> <td>持参するもの</td><td> ① 身体障害者手帳 ② 個人番号（マイナンバー）のわかるもの </td></tr> </table>	持参するもの	① 身体障害者手帳 ② 個人番号（マイナンバー）のわかるもの
持参するもの	① 身体障害者手帳 ② 個人番号（マイナンバー）のわかるもの		
6. 手続き・問合先	（市）障害福祉課 ～ 市役所1階 ☎65-4147		

2 障害の種類

身体障害者手帳の交付対象となる障害には次のものがあります。

障害になったところ	障 害 の 名 称		等 級
(1) 手・足・体に障害がある場合	肢 体 不 自 由	① 上 肢 障 害	1 ～ 6
		② 下 肢 障 害	1 ～ 6
		③ 体幹機能障害	1 ～ 3 ・ 5
(2) 眼に障害がある場合	視 覚 障 害		1 ～ 6
(3) 耳に障害がある場合	聴 覚 障 害		2 ～ 4 ・ 6
(4) 体がふらつく場合	平衡機能障害		3 ・ 5
(5) 声がでない、話すことができない場合など	音声機能・言語機能・そしゃく機能障害		3 ・ 4
(6) 内臓が悪い場合	内部障害	①心臓機能障害 ②腎臓機能障害 ③呼吸器機能障害 ④膀胱機能障害 ⑤直腸機能障害 ⑥小腸機能障害 ⑦ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害 ⑧肝機能障害	1 ～ 4

※障害が2つ以上ある場合には、障害の合併により総合等級が上がる場合があります。

3 身体障害者手帳の説明

1枚目表1P目

身体障害者手帳

北海道
第 〇〇〇〇号
〇〇年〇月〇日
交付
旅客鉄道株式会社
旅客運賃減額
第1種
身体障害者等級表
による級別
1級

氏名 十勝 太郎
昭和〇〇年〇月〇日生
北海道 印

2P目

障害名
脳梗塞による右上肢機能全廃(2級)
脳梗塞による右下肢機能全廃(3級)

③
①
②

(障害区分)
上肢 2級
下肢 3級

3P目

本人の欄

現住所

福祉事務所
又は町村長印

北海道帯広市西〇条南〇丁目
()
()
()
()
()
()
職業又は教育

保護者の欄

氏名

続柄

北海道帯広市西
〇条南〇丁目〇
番
福祉事務所長
又は町村長印

氏名
続柄
福祉事務所長
又は町村長印

現住所

備考欄
(交付事由)
〇〇年〇月〇日(新規)

2枚目表1P目

北海道 第 〇〇〇〇〇号
(氏名 十勝 太郎)

道路
介護
(自動車のナンバー)
〇〇年〇月〇日まで

第1種は「介護」の
記載あり

申請によりシールが貼られ、適用を受けられます。

		内 容	
①種 別	第 1 種	交通機関（バス、列車、航空機など）を利用する際、 <u>本人</u> と <u>介護者</u> の運賃が割引になります。また、単独での利用でも割引となります。	
	第 2 種	交通機関（バス、列車、航空機など）を利用する際、 <u>本人のみ</u> 運賃が割引になります。	
②等 級	身体障害者等級表による等級が記載されます。		
	※ 1 級＝障害の程度が最も重度のことです。 1 級・ 2 級 ～重度 3 級・ 4 級 ～中度 ※ 6 級＝障害の程度が軽度のことです。 5 級・ 6 級 ～軽度		
③障害名	障害となった原因、障害の部位とその程度が記載されています。 記載されている 障害程度により各種制度が適用になります。		